

## 市第83号議案

### 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部改正

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（平成30年10月横浜市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 2 号の改正規定中「 540 」を「 550 」に、「 388,000 」を「 395,000 」に、「 996,000 」を「 1,015,000 」に、「144,000」を「147,000」に、「215,000」を「219,000」に、「93,000」を「95,000」に、「281,000」を「286,000」に改める。

### 附 則

この条例は、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

### 提 案 理 由

横浜文化体育館の横浜武道館の利用料金を改定するため、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

(2) 横浜文化体育館

ア 横浜武道館

種 別		単 位	利 用 料 金
個 人 利 用	武道場	1人2時間に つき	円
	アリーナ内多目的スペース		<u>550</u> 540 中学生以下の者 330
貸 切 利 用	アリーナ	1日につき	入場料等を徴収しない場合 <u>395,000</u> 388,000
			入場料等を徴収する場合 <u>1,015,000</u> 996,000
	武道場		入場料等を徴収しない場合 <u>147,000</u> 144,000
			入場料等を徴収する場合 <u>219,000</u> 215,000
多目的室		<u>95,000</u> 93,000	
(省 略)			
附帯設備		1式又は1台 、1日につき	<u>286,000</u> 281,000

(イ省略)